

法 学 第 1070 号
平成 29 年 3 月 1 日

各私立専修学校設置者
各私立専修学校長

} 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

修了者が専門士及び高度専門士と称することができる専修学校専門課程の告示について

標記告示について、別添のとおり平成 29 年 2 月 28 日付けで官報に掲載された旨、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室より連絡がありましたので、お知らせします。

また、官報については、インターネット版官報 (<http://kanpou.npb.go.jp/>) でも参照いただけますので、適宜ご活用ください。

【担当】私学振興担当 中尾

電話 019-629-5042 FAX019-629-5049

メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp

事務連絡

平成29年2月28日

各都道府県専修学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

修了者が専門士及び高度専門士と称することができる専修学校専門課程
の告示について

平成28年度における標記告示について、本日付けで官報に下記件名のとおり掲載
されましたので御連絡いたします。

ついては、その旨を本年度に告示された所管又は所轄の専修学校に対して、周知
いただきますようお願いいたします。

標記告示については、例年、都道府県知事等からの推薦、名称変更、廃止及び要件
不適合の届出の際に、申請漏れ等の手続不備が多数見られます。都道府県知事等にお
かれては、今後このような不備のないよう、改めて本告示の趣旨について御確認いた
だくとともに、専修学校の設置廃止の申請や学則変更等の届出があった際には、本告
示の手続の有無について御確認いただくなど、遺漏のないようお願いいたします。

官報については、インターネット版官報 (<http://kanpou.npb.go.jp/>) でも参照い
ただけます。官報の写しは、今後の名称変更等の申請にあたって添付すべき必要書類
となることから、インターネット版官報も活用して、官報またはその写しを当該専修
学校において確実に保管していただくよう、周知の程お願いします。

また、近日中に文部科学省ホームページも更新いたしますので、こちらについても
適宜御活用ください。

記

平成29年2月28日付け官報（号外第39号）

【専門士】

○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が専門士と称することができる専修学校
専門課程として個別に認めた件（文部科学省告示第29号）

- 専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件（文部科学省告示第30号）
- 専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件（文部科学省告示第31号）
- 専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件（文部科学省告示第32号）

【高度専門士】

- 高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件（文部科学省告示第25号）
- 高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件（文部科学省告示第26号）
- 高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件（文部科学省告示第27号）
- 高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件（文部科学省告示第28号）

【本件連絡先】

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
専修学校第一係
電話：03-6734-2915